

株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

2023年6月30日

株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨及び概要

(1) 新株式数申告の簡略化

ア. 趣旨

株式分割等の増加比率が整数倍となる場合の新株式数申告の簡略化を図る観点から「株式等の振替に関する業務規程」(以下「規程」という。)の一部を改正する。

イ. 概要

現在、機構加入者は株式分割等の効力発生日の前営業日において、機構に対し、顧客口、担保専用口、信託財産名義通知信託口の各口座に増加の記録をすべき数の通知(新株式数申告)を行うとしているが、機構システムにおいて、株式分割等の増加比率が整数倍となる場合の新株式数の自動計算機能を新設することに伴い、当該通知(新株式数申告)を不要とする。(規程第89条、第277条の15、第285条の25)

(2) 株式分配に係る定義の見直し

ア. 趣旨

所得税法等の一部を改正する法律により、認定株式分配に係る関係法令が施行されたことに伴い、規程の一部を改正する。

イ. 概要

認定株式分配に係る課税の特例を定める関係法令が施行されたことに伴い、株式分配に係る定義についての見直しを行う。(規程第107条の2)

(3) 差別的取得条項付新株予約権の取得対価として振替株式を交付する場合における新規記録手続の安定化

ア. 趣旨

差別的取得条項付新株予約権の無償割当てを行い、振替株式を対価として当該新株予約権の取得(いわゆる買収防衛策の発動)を行う場合における新規記録手続の安定化を図る観点から「株式等の振替に関する業務規程施行規則」(以下「規則」という。)の一部を改正する。

イ. 概要

いわゆる買収防衛策の発動を行う場合における新規記録手続について、口座通知の手続を介さない新規記録手続を導入する。(規則47条、第48条、第49条の2、第340条、第341条)

(4) 制度参加手続等の事務負担の軽減

ア. 趣旨

機構が運営する各制度(株式等振替制度、外国株券等保管振替決済制度、短期社債振替制

度、一般債振替制度、投資信託振替制度及び決済照合システム)への参加手続等における制度参加者等の事務負担の軽減を図る観点から、規程及び規則の一部を改正する。

イ. 概要

現在、機構が運営するいずれかの制度に参加する者が他の制度又は他の参加形態に参加しようとする場合、当該参加手続は書面によって行うことが原則であるが、機構が認める場合には、電磁的記録の授受をもってこれを行うことも可能とする。また、同じく制度参加者等の事務負担の軽減を図る観点から、制度参加手続等における必要書類を見直し、一部書類の提出等を不要とする。(規程第7条、第18条、規則第2条、第3条)

(5) その他

その他所要の規定の整備を行う。(規程第7条、規則第3条、第16条)

2. 施行日

2023年8月7日から施行する。

ただし、1(1)の改正規定にあっては、株式分割等における基準日が施行日以降に到来するものについて適用することとし、1(3)の改正規定にあっては、施行日後に決議された新株予約権無償割当てにより割り当てられた差別的取得条項付新株予約権の全部または一部を取得するのと引換えに新株予約権者に対して振替株式を発行しようとする場合における新規記録について適用する。

以 上